

関係施設・事業所管理者様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

令和5年度のサービス提供体制強化加算の算定について（通知）

令和5年度のサービス提供体制強化加算（以下「本加算」という。）の算定については、令和4年4月から令和5年2月の11ヶ月における常勤換算方法により算出した職員数の平均値を用いることとなります。

つきましては、前年度（令和4年4月から令和5年2月まで。以下同じ。）の実績を確認し、同実績が6月以上で、令和5年度は本加算が算定できない場合又は区分が変更となる場合は、下記の届出書を提出してください。（但し、引き続き本加算（区分の変更がない場合に限る）を算定する場合は、届出書を提出する必要はありません。）

前年度の実績が6月に満たない事業所（新規及び再開を含む。）については、令和5年度も引き続き届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均値を用いることとし、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員割合について、毎月継続的に所定の割合を継続する必要があります。

記

1. 提出書類

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) サービス提供体制強化加算に関する届出書(勤務形態一覧表等必要な添付書類を含む。)
- (4) サービス提供体制強化加算計算表 前年度の実績計算にあたっては、次の参考様式※をかがわ介護保険情報ネットに掲載しますので、御利用ください。（※介護福祉士等の割合は①～④、勤務年数3年以上の職員の割合は⑤及び⑥、常勤職員の割合は⑦）

2. 提出期限 令和5年3月15日（水）

※ 令和5年4月1日付で介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等の変更がある場合は、サービス提供体制強化加算の変更と併せて一度に提出してください。

3. 提出先 ○所在地が高松市内にある施設・事業所

高松市健康福祉局 長寿福祉部介護保険課 相談指導係

電話(087)839-2326

○所在地が高松市以外にある施設・事業所

(訪問・通所) 香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ

電話(087)832-3269

(施設・短期入所) 同 施設サービスグループ

電話(087)832-3268

4. その他

指定地域密着型サービスについて変更等がある場合には、各市町に届け出る必要がありますので、詳細については事業所の所在する市町へお問い合わせください。